

平成30年4月15日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

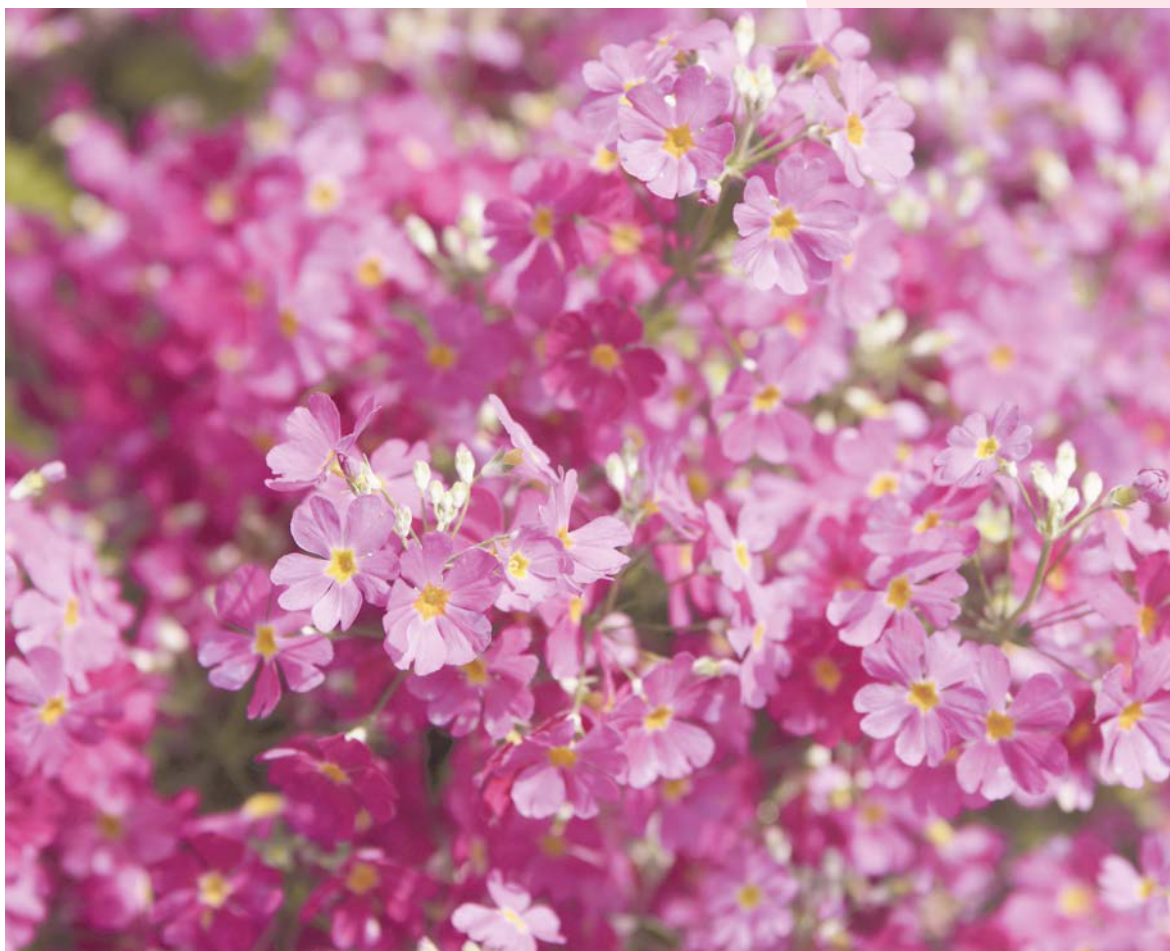
# EVER NEWS

連載

- 交通事故 その3  
後遺障害について
- 不正競争防止法について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 49



エバー総合法律事務所

## 交通事故 その3 後遺障害について

### 1 後遺障害と等級について

交通事故で後遺症が残る場合には、損害賠償としては「後遺障害」として検討することになります（以下は被害者側の立場から記載しています）。後遺障害をどのように考えるかについては、交通事故による怪我の症状が、これ以上治療によっては回復せず症状として固定したという日を「症状固定日」と言い、その日以降の障害について後遺障害として考えることとなります（バックナンバー Vol.32、ホームページに掲載しています）。

後遺障害については様々な障害があるので、判断基準として14の等級に分類されています。これは労働災害による補償における後遺障害に準じて交通事故においても採用されたもので、具体的には自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」と言います。）の別表として規定されています。

例えば、第1級ですと、「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの」（別表1）や「両眼失明したもの」（別表2）などがあります。第6級では「両眼の視力が0.1以下になったもの」、一番下の第14級では「局部に神経症状を残すもの」などがあります。以上は各等級の一例を掲げただけですので、後遺障害を確認したい方は法律やネット上の情報を参照されることをお勧めします。なお、等級の記載は抽象的な記載も多いので、具体的な認定のためには厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛に障害等級認定基準について通達がされていますので、その通達をもとにより具体的な事情に基づいて認定することになります。

### 2 等級認定方法について

通常、交通事故に遭った場合には、まず治療に専念し、症状固定に至った場合に、後遺障害に関する診断書を記載してもらいます。その診断書を取得したうえで、等級認定を受けることができます。保険会社を通じて行う事前認定の請求と、被害者側で請求する被害者請求の方法があります。この事前認定は、加害者側の自動車損害賠償責任保険会社ないしは任意保険会社を通じて、損害保険料率算出機構に申請することになります。この機構が、調査のうえ、何級に該当するか、該当理由も含めて通知をします。保険会社を通じての請求では後遺障害に関する情報提供が適切か否か確認できませんので、場合によっては被害者請求の方法を検討すべき場合もあると思います。この等級認定に対して不服がある場合には、事実上異議を申立てて再度検討していただくことが可能です。ただし、機構でも医師など専門家を含めて検討しているので、覆すためには等級が上位の等級であるための客観的かつ医学的な裏付けが必要になります。

また、後遺障害が複数ある場合には、併合して上位の等級が認定される場合もありますので、比較的軽微なものでも適切に認定していただく必要があります。

### 3 損害賠償の内容について

さて、等級が決まると、それに伴って後遺障害に基づく損害賠償の内容がある程度明らかになってきます。具体的には①慰謝料、②逸失利益に分けて考えますが、いずれも等級ごとに考えていきます。

① まず、慰謝料については、強制保険である自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責」と言います。以下は平成18年4月1日以降の事故への適用の数字です。）では、上記の例で申し上げると第1級の神経障害の場合には保険金額4,000万円、両眼失明の場合は3,000万円、第6級は1,296万円、第14級は75万円になります。しかし、これはあくまでも強制保険としてですので、実際にはその保険金額では不足すると考えられることから、賠償額の上乗せを求めるのが通常です。裁判例なども参照しながら具体的な請求額を決めていきます。

② 次に、逸失利益ですが、逸失利益とは、交通事故がなかったら得られたはずであろうと思われる利益を損害として考えるものです。交通事故に遭って後遺障害が残ると、その後遺障害の程度によって、お仕事ができなかつたり、制限されて、結局収入が減ってしまいますので被害者は損害を被ります。その点を損害として評価します。具体的には、労働能力の喪失としてその減少割合を損害として考えるのです。後遺障害の等級ごとに労働能力喪失割合が決められています。例えば第1級は労働能力喪失の割合が100%、第6級は67%、第14級は5%です。損害計算をする際には、事故時の収入に、労働能力喪失割合をかけて、係数（就労可能年数（事故時の年齢から67歳までの年数）に対する中間利息を控除するためのもの。なお、平成32年の改正民法施行により中間利息控除の係数が変更される可能性があります。）をかけて算出します。原則は以上のとおりですが、減収がなくても損害が認められるケースもありますので、弁護士にご相談いただければより適切な賠償額の算定が可能です。

後遺障害については、いつの時点で症状固定とするかという点が非常に重要です。保険会社は早期に治療を終了させたいため、保険打ち切りを迫ることがあります。できれば、治療段階から弁護士に相談することがその後の後遺障害に対するより適切な損害の評価につながると思います。お悩みの方はご相談ください。



# 不正競争防止法について

## 1 不正競争防止法

商売を行うことは自由であり、自由競争が原則です。この自由競争をいわゆる独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）が保護しています。一方、自由といっても他人の商標などを無断で使用して商売することまで許されている訳ではなく、たとえば、商売上のマークなどについては商標法が、デザインなどについては意匠法が、登録することによって権利として保護しています。しかし、登録していなくても不正な競争からは守られなければなりません。そのための方法として不正競争防止法があります。具体的には、他人の商品などの表示を使用して商売したり、営業秘密を盗んで事業をしたりする行為が行われるなど16に分類した行為に該当する場合に、加害者側に、差止請求や損害賠償を求めることができるというものです。

## 2 具体的な該当行為について

法律が掲げる分類は以下のとおりです（法律は16の項目を掲げていますが9つにまとめました。）。

- ① 他人の商品等の表示として広く認識されているものと同一若しくは類似の表示を使用するなどして他人の商品または営業と混同を生じさせる行為
- ② 他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似の表示を使用するなどの行為
- ③ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡するなどの行為
- ④ 窃取、詐欺、脅迫その他の不正手段により営業秘密を取得したり、不正に取得した営業秘密を使用したり、開示したり、それによって生じた物を譲渡するなどの行為
- ⑤ 営業上用いられている技術的制限手段を無効化して、その機能を妨げ、制限されていた映像等の視聴等を可能にする機能や、逆に記録させることを可能にするなどの装置やプログラムを提供するなどの行為
- ⑥ 不正の利益を得たり、または他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示と同一若しくは類似のドメイン名使用する権利を取得するなどの行為

- ⑦ 商品、サービス、広告や取引などで用いる書類や通信に、原産地、品質、内容などについて誤認させるような表示などをする行為
- ⑧ 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為
- ⑨ パリ条約の同盟国等において商標に関する権利を有する者の代理人等が、正当な理由がないのに、権利者の承諾を得ないで使用などをする行為

## 3 対策

それぞれの行為の内容や状況によって対策を考えていかなければなりません。相手方が判明している場合には、内容証明郵便等によって警告や停止措置を求めていくことになります。不正競争防止法には刑事罰も規定されているので、悪質であってそれらの要件に該当するものについては、刑事告訴も検討していかなければなりません。

民事的な側面から述べれば、差止請求と損害賠償を考えることになります。警告等によって止まなければいずれも裁判によって求めていくことになりますが、判決を得るまでには時間がかかりますので、仮処分など保全措置も考える必要があります。

また、違法行為が、例えばネットの掲示板で行われている場合などは、掲示板管理会社に対して管理規約に基づいて削除を求めるなど、ネット上の削除対策も必要です（この点についてはバックナンバー vol.40及び48をご覧ください。ホームページに掲載しています。）。

信用を害された場合には、損害賠償のほかにも信用を回復するための必要な措置、例えば謝罪広告などの方法も求めることができます。

この法律では、損害の立証が困難な場合に備えて、損害の推定規定も置いています。

現在は、ネット上で他人の商標に類似の表示を使用するなどの行為が簡単にできますし、また、瞬時に広範に影響を及ぼすことになるので早期の対応が必要になるといえます。

不正な競争により被害を受けている方はご相談ください。

無料相談会のご案内

平成30年4月18日(水)、4月24日(火)、5月1日(火)、5月8日(火) のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

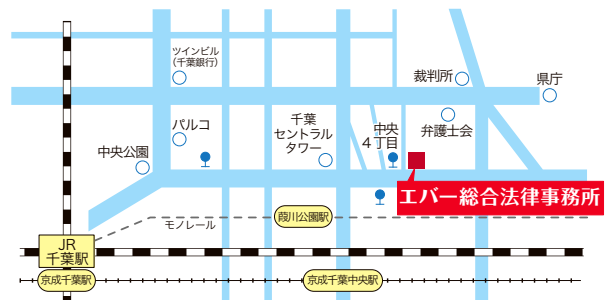
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。